

令和元年 9 月 18 日

【緊急のお知らせ】

令和元年 10 月以降の私立保育所等における副食費の取扱いについて

公益社団法人 全国私立保育園連盟
会 長 小林 公正
社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会 長 万田 康

本年 10 月から実施となる幼児教育・保育の無償化に伴って、これまで保育料に含まれて利用者負担とされていた副食費 4,500 円は無償化の対象外とされ、公定価格から差し引かれることとなります。この 4,500 円に加え、副食費に係る「物価調整分」が公定価格から減額されることが、9 月 4 日付の内閣府・厚生労働省連名による事務連絡「令和元年 10 月以降の 2 号認定子どもの公定価格における副食費の取扱いについて」で示されましたが、今般、別添の 9 月 18 日付内閣府・厚生労働省連名による通知「令和元年 10 月以降の公定価格の単価案の見直しについて」のとおり、その取扱いが変更されることとなりました。

これまでの説明では、令和元年 10 月以降の公定価格については、毎年の物価等の変動を勘案し、合計約 5,180 円が減額されるとともに、4,500 円との差分を財源として「栄養管理加算」及び「チーム保育推進加算」が拡充されるとされていましたが、これらが撤回となりました。減額は月額 4,500 円となり、「栄養管理加算」及び「チーム保育推進加算」拡充の本年 10 月実施は見送りとなります。加算の充実については、今後行われる公定価格全体の議論の中で改めて検討を行うとされています。なお、消費税率の上昇分 2 % 相当の管理費等の増額は行われず。

この取扱いの変更により、すべての施設で減収とならないよう措置されることとなりました。保育三団体では、今後も食を含めた保育のさらなる充実を努めてまいりたいと考えています。